習志野市監査基準第8条に基づき、令和5年度の監査計画を次のとおり定める。

## 令和5年度監査計画

習志野市監査基準に基づき、下記のとおり監査を実施する。

記

- 1 監査等の種類は次のとおりとする。
  - (1) 財務監査(地方自治法第199条第1項)
    - ① 定期監査(地方自治法第199条第4項) 前年度に通常の定期監査を実施した部局に対しては、それに代わり中間監査と して、留意事項及び注意指導事項に関するその後の状況、取り組みについて、決 算審査時に質疑を行うものとする。
    - ② 随時監査(地方自治法第199条第5項)ア 有価証券保管状況監査イ 工事監査
  - (2) 行政監査(地方自治法第199条第2項) 定期監査時、その他必要に応じて実施するものとする。
  - (3) 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)
    - ① 財政援助団体 法人格を有し、援助額が1千万円以上であり、運営費補助等を継続的に行っている団体を対象とする。
    - ② 出資団体 政令の規定により、市が基本金その他これに準ずるものの4分の1以上の出資を 引き受けている法人
    - ③ 損失補償団体
    - ④ 公の施設の指定管理者
  - (4) 決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)
  - (5) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)
  - (6) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)
- 2 監査等の対象及び実施時期 別紙「令和5年度監査等実施計画」のとおりとする。
- 3 監査等の実施体制 担当者及び事務分担については別に定めるものとする。